

〔理事承認事項〕平成29年度事業報告

## 平成29年度事業報告

(平成29年4月1日から平成30年3月31日)

### I 概況

新発田法人会は平成24年4月1日付けで公益社団法人に移行し、6年目を迎えた平成29年度は1年を通じて、税知識の普及、納税意識の高揚に努め、税制・税務に関する提言を行い、もって適正・公平な申告納税制度の維持・発展と税務行政の円滑な執行に寄与すると共に、地域企業と地域社会の健全な発展に貢献することを目的とした事業をおこなってきました。

そして、法人会の原点である「税」に関する活動に軸足を置きながら、組織・財政基盤の再構築を図るために会員増強に力を入れるとともに、地域の活性化にも配慮しつつ、諸施策に取り組みました。また、会員や市民へのサービス向上に努めているところです。

主な事業活動の概況は以下の通りです。

### 〔公益関係〕

税を巡る諸環境の整備改善事業として、税に関する研修・セミナーは、公益性を高めるため会員のみならず一般市民も対象に実施し、多数の方に参加いただきました。

租税教育では、小学生を対象に租税教室、税に関する絵はがきコンクールを実施し、参加の小学校数、児童数も多く、高く評価を得ております。

税の広報活動として、会報の発行やホームページによる広報も実施いたしました。

また、今後の望ましい税制のあり方についての提言も実施しました。

地域の経済社会環境の整備・改善等を図るための事業としては、講演会・セミナーを開催し、多数の方に参加いただきました。その際、タオル寄付を募り、社会福祉施設等に寄贈し、福祉や医療の現場で役立てております。

### 〔共益関係〕

組織の強化・充実、広報活動、青年部・女性部の充実のための事業、会員の福利厚生に資する事業に取り組みました。

### 〔管理関係〕

公益法人制度改革を踏まえ、諸規程の整備や諸会議及び事業活動の確立等、管理運営に努めました。

## II. 公益関係

### 1.税を巡る諸環境の整備事業

#### (1) 税に関する研修・セミナー事業

##### ① 各研修会・セミナー事業

平成 29 年度の税に関する研修会・セミナーの実施状況は、新設法人説明会、税制改正、税務申告など、法人会の原点である「税」を中心とした研修会、及び経営財政を取り巻く諸問題改善に役立つ研修会をより多く実施しました。開催内容は以下のとおりです。

平成 29 年度税制・税務の研修会の開催状況

テーマ	参加人員	実施回数	講師
決算期別説明会	150	4	税務署担当官
新設法人説明会	6	1	//
平成 29 年度税制改正の概要	69	3	//
源泉所得税研修会	60	1	税務署担当官
消費税・軽減税率研修会	48	1	税務署担当官
税務座談会	15	1	新発田税務署長
宗教法人の税務研修会	14	1	税務署担当官
E-tax について	347	12	税務署担当官
女性部税務研修会	32	1	近藤まこと税理士
合計	741	25	

##### ② インターネットセミナーの提供

新しい研修の場として当法人会ホームページ上にネットで配信されるセミナーオンデマンドを会員に提供しています。500 以上のタイトル、3,500 近いムービーによる本格セミナーを、インターネット環境はもちろん、スマートフォン・タブレットでも 24 時間いつでもどこでも、無料でご覧になれます。セミナーは、毎月更新されており、税務・財務・経営・労務・人材育成・パソコンや IT といった会社経営に直接かかわる分野から、健康やライフスタイル・政治・経済等々多彩な内容のタイトルと一流講師陣を揃え、経営者の自己啓発はもとより社員教育にもご活用いただいています。

#### (2) 租税教育活動

新公益法人制度を踏まえ、青年部・女性部の活動の大きな柱である「租税教育活動」の積極的な展開を図るために、税務署主催の講師セミナーに参加し、租税教育活動に積極的に取り組んでいます。

##### ① 新発田市租税教育推進協議会総会

開催日 平成 29 年 7 月 6 日(木)  
会場 新発田市役所 会議室

議 題 平成 28 年度事業報告  
平成 29 年度事業計画(案)  
講演会 新発田税務署長 塩田 義通 氏

② 租税教育講師セミナーへの参加

開催日 平成 29 年 11 月 2 日(木)  
会 場 新発田税務署 会議室  
講 師 新潟税務署税務広報広聴官 近藤 匡 氏  
内 容 学習指導要領による租税の取り扱い  
租税教室の進行について  
参加者 青年部・女性部役員 6名

③ 放課後児童クラブでの租税教室の開催

青年部・女性部役員が新発田市内・胎内市内の放課後児童クラブ 5 カ所、児童 279 名に対して、租税教育用の「紙芝居」「DVD」「一億円レプリカ」等を用いて租税教室を開催しました。

開催日 平成 29 年 8 月 1 日(火)  
会 場 七葉児童クラブ  
児童数 56 名  
参加数 1 名

開催日 平成 29 年 8 月 4 日(金)  
会 場 加治川児童クラブ  
児童数 70 名  
参加数 4 名

開催日 平成 29 年 8 月 18 日(金)  
会 場 松浦児童クラブ  
児童数 35 名  
参加数 3 名

開催日 平成 29 年 8 月 18 日(金)  
会 場 川東児童クラブ  
児童数 60 名  
参加数 1 名

開催日 平成 29 年 8 月 18 日(金)  
会 場 豊浦児童クラブ  
児童数 58 名  
参加数 3 名

④ 小学校での租税教室の開催

青年部・女性部役員が講師を務め、新発田市立米倉小学校、新発田市立紫雲寺小学校、阿

賀野市立安野小学校、阿賀野市立水原小学校、阿賀野市立安田小学校、の5校で、授業の一環として租税教室を開催し、税金の種類やその意義、税金の使われ方などを小学生にわかりやすく解説しました。

開催日 平成30年1月12日(金)  
会場 新発田市立米倉小学校  
児童数 5・6年生 13名  
参加数 4名

開催日 平成30年1月16日(火)  
会場 新発田市立紫雲寺小学校  
児童数 5・6年生 63名  
参加数 3名

開催日 平成30年1月17日(水)  
会場 阿賀野市立安野小学校  
児童数 6年生 30名  
参加数 3名

開催日 平成30年1月26日(金)  
会場 阿賀野市立水原小学校  
児童数 6年生 90名  
参加数 3名

開催日 平成30年1月30日(火)  
会場 阿賀野市立安田小学校  
児童数 6年生 64名  
参加数 2名

⑤ 管内の小学校6年生全員に小冊子を配布

新発田法人会管内の、新発田市、胎内市、阿賀野市、聖籠町の小学校6年生全員（37校、約1,500名）に租税教育用小冊子「おじいさんの赤いつぼ」を配布しました。

⑥ 絵はがきコンクールの開催

租税教室開催に合わせて応募を呼びかけるなど周知に努めた結果、新発田市立米倉小学校、新発田市立紫雲寺小学校、阿賀野市立水原小学校、阿賀野市立安田小学校の4校から190作品の応募がありました。後援いただいている新発田税務署と選考委員会で選考した最優秀作品には新発田税務署長賞を、優秀作品には法人会会長賞、青年部長賞、女性部長賞、イータ君賞、けんた君賞を、それぞれ学校を通じて表彰しました。

(3) 税の広報活動

① 新発田法人会会報、全法連機関誌「ほうじん」の配布

税や経営に関する最新の情報を提供するために「しばた法人会だより」を年1回、全法連

機関誌「ほうじん」を年4回（季刊）会員および一般向けに無料配布しました。

② ホームページによる税の広報

- ・税制改正の確定時に速報版を掲載し周知に努めました。
- ・各種研修会や講演会の案内を会員外の一般市民にも参加を呼びかけました。
- ・税法・税務・経営・労務等に関する小冊子を作成・配布を会員外の一般市民にも案内しました。

③ 新聞による税の広報

「税を考える週間 11/11～11/17」にあわせ、11月10日付全国紙（日経・読売・日刊工業）および新潟日報朝刊に「税の活動で企業・社会に貢献 法人会」のポスターを5段に掲載しました。

(4) 企業の税務コンプライアンスの向上

企業の内部統制の強化や経理水準の向上は、企業の成長や税務リスクの軽減のために重要なことです。法人会では国税庁・日税連・全法連の3者で作成したツール（自主点検チェックシート・ガイドブック）を活用し、企業の税務コンプライアンス向上のため、各種研修会やホームページで積極的にツールを紹介し、推進と普及に努めました。

(5) 研修用教材の作成・配布

税法・税務に関する研修会は、法人会の事業の中心であり、平成29年度においても各種テキストを作成し研修会の開催時に会員および会員外の方にも配布しました。

作成したテキスト等

No.	題名
1	マイナンバーQ&A 会社が今準備すべきこと
2	会社の決算・申告の実務 法人税申告へのアプローチ
3	会社の税金ガイドブック
4	29年度税制改正のあらまし
5	29年度ここが変わる！今年の税制改正
6	おじさんの赤いツボ（新発田税務署管内小学校6年生対象）
7	税制改正速報版
8	主要税法取扱便覧
9	減価償却の実務のポイント
10	めざせ 熱中症のリスク0%
11	消費税の軽減税率制度の実施対策
12	自主点検ガイドブック
13	源泉所得税実務のポイント
14	確定申告実務のポイント
15	会社取引をめぐる税務Q&A
16	わかりやすい法人税申告の実務
17	いちごプロジェクト 夏
18	いちごプロジェクト 冬

19	個人情報取扱Q & A
20	消費税の軽減税率対策Q & A
21	平成30年1月から源泉徴収実務はこう変わる
22	医療費控除Q & A
23	財産管理簿活用のすすめ
24	源泉徴取のあらまし
25	年勝調整のしかた
26	税制改正速報版
27	宗教法人の収益事業資産の譲渡・消費税
28	中小企業の賢い節税・マヌケな節税
29	消費税軽減税率対策
30	消費税のあらまし
31	消費税課税軽減税率制度の概要

## 2. 税制提言活動

### (1) 税制改正に関する提言の概要

平成29年度も「今後の望ましい税制のあり方」を基本テーマに設定し、国・地方を通じて徹底した行財政改革の推進と、中小企業の置かれている厳しい状況を踏まえ、中小企業の活性化に配慮した提言を取りまとめました。

新潟県法連がまとめた要望事項は以下のとおりです

### 平成30年度税制改正要望事項

#### 総論

#### 第一 経済活性化への積極的取り組み

平成29年度税制改正においては、わが国経済の成長力底上げのため、就業調整を意識しなくて済む仕組みを構築する観点から配偶者控除・配偶者特別控除の見直しが行われたとともに、経済の好循環を促すための研究開発税制及び所得拡大促進税制の見直しや中小企業向け設備投資促進税制の拡充等が行われた。

ただ、昨今の米欧各国をはじめとする世界の政治状況の混乱、更には経済の先行き不透明感などから、わが国経済は足踏み状態が続いており、引き続きデフレからの脱却・経済再生が最優先課題となっている。

とりわけ地方の中小企業にとっては厳しい経営環境が続いており、日本経済を支える中小企業が元気になるためのさらなる具体的施策を示し、実行するよう、政府に対し強く求めたい。

#### 第二 行財政改革の徹底

平成29年度予算は、歳入97.5兆円のうち、税収は57.7兆円（前年度当初予算57.6兆円）、国債の新規発行額は34.4兆円（前年度から622億円減）であり、公債依存度は35.3%（前年度35.6%）となった。

財政状況はわずかながら改善しているとはいえ、2020年度にプライマリーバランスを黒字化するという目標は、率直のところ達成困難といわざるを得ない。

この現実を正面から受け止め、政府には引き続き本気で行財政改革に取り組むよう求める。

そのための具体策として、次のとおり要求する。

1. 年金の受給資格期間の短縮、高所得者の給付削減
2. 薬価を含む診療報酬体系の見直し
3. 介護保険制度の見直し
4. 生活保護の給付水準見直しと厳格運用
5. 公務員数の適正化と給与・退職金等の民間準拠徹底
6. 選挙制度改革と議員定数・報酬・年金制度の再設計
7. 特殊法人改革等の推進
8. 積極的な民間活力の導入
9. 特別会計の抜本的改革
10. 予算執行についてのチェック体制強化と厳格運用

### 第三 法人・個人所得税について

税制には、負担の公平性はもちろん、わかりやすく簡素な仕組み、経済活動における選択を歪めないための中立性が求められる。

法人税における租税特別措置など、特定の政策目的を実現するために有効な政策手段となり得る一方で、税負担の歪みに繋がる恐れのあるものについては、真に必要なものに限定すべきと考える。

個人所得税については、平成 29 年度改正で配偶者控除、配偶者特別控除の見直しが行われたものの抜本的な改革は行われていない。所得税のあり方や各種控除等の見直しなどについて更に議論を深めていく必要があり、引き続き適正な税負担の仕組みを追及・検討していくべきである。

### 第四 社会保障制度改革推進について

人口減少と少子・高齢化の同時進行、格差の拡大が進むなかで、国民は将来不安を強く感じている。出生数の減少は、その理由として将来不安が一番に挙げられ、現下の財政状況の中で社会保障制度をいかにして維持していくのか、これは国家的課題ともいえる大きな問題である。

既に、高齢者控除の廃止、年金の支給年齢の引き上げ、保険料増額等の改革を行ってきてはいるが、公的福祉制度の民間移譲など、地方財政の削減、民間雇用促進に繋がるような施策について、財源問題と併せ更に突っ込んだ改革に取り組んでいくことが不可避といえる。

### 第五 震災復興について

東日本大震災については、平成 27 年度まで 5 年間の集中復興期間（予算規模 25 兆円）を経て、平成 28 年度から 5 年間の「復興・創生期間」（予算規模 6.5 兆円）に入っているが、依然復興は道半ばである。

今後の復興事業に当たってはこれまでの効果を十分に検証し、予算を適正かつ迅速に執行するとともに、原発事故対応を含め引き続き適切な支援を続ける必要がある。住宅再建やまちづくりなどの復興状況は、用地取得の遅れや人手・資材の不足等から計画を下回るペースで進捗しており、「復興・創生」に向けた取組みは依然として喫緊の課題といえる。

財源については、国が全額負担してきた従来方針を転換し、一部事業については被災自治体にも若干の負担を求めることとしており、効率的な予算運営が期待できる状況になっているが、「復興・創生」の残り期間についても、引き続き極力各省庁の無駄を省き、知恵を絞って税外収入の確保に努め、更なる増税に頼ることのないよう要望したい。

また、集中復興期間中に、一部指摘のあった予算流用や最近発覚した政府系金融機関による危機対応融資制度の不適正運用など国費の無駄に直結する事例には厳しく対処し、こうした事象が発生する

ことのないよう改めて財政規律の遵守を強く求める。

## 【 基 本 事 項 】

### 第一 法人税制について

地域経済の担い手である中小企業は、依然厳しい経営環境におかれていることから改善すべき点が多い。

このため、以下のことにつき要望する。

#### 1 課税ベースの適正化について

法人実効税率の引き下げに伴い租税特別措置の期限切れによる廃止など課税ベースの拡大が一部行われたが、依然として法人税負担の偏りがみられる。財源確保の観点からだけでなく、適正な課税ベースの構築を引き続き検討していくこと。

#### 2 外形標準課税について

中小法人は大法人と比較すると労働分配率が高く、外形標準課税が適用されると雇用の維持・創出に及ぼす影響が大きい。また欠損法人等担税力のない中小法人の資金繰りを圧迫し、設備投資にも影響が及ぶことから、地方創生の観点からも、外形標準課税の対象範囲の見直しをするに当たっては、中小法人への十分な配慮が必要であり、慎重に進めること。

#### 3 繰越欠損金の控除限度額について

企業活動の継続性と業績回復を支援する観点から、中小法人に対しては、繰越欠損金の100%控除制度を維持すること。

#### 4 投資促進税制等の拡充、本則化

中小企業の技術革新など経済活性化に資する生産性向上設備投資促進税制等については、制度を拡充するとともに、極力本則化すること。

#### 5 確定申告書提出期限の延長

決算事務については、諸手続等のため2か月以内で完了することがなかなか困難であり、法人税の確定申告書の提出期限を「原則事業年度終了後3か月以内」に延長すること。

#### 6 企業会計と税法会計について

企業会計、税法会計ともに「一般に公正妥当と認められる会計処理の基準に従う」とする共通理念を有しており、税法会計も可能な限り企業会計に近づける会計処理とすること。

### 第二 個人所得税制について

所得税は、国民全体がその所得に応じて負担するという税の基幹であるが、社会の構造変化などによる非納税者の増加や各種控除の拡大などから、基幹税としての財源調達機能が低下している。

公正・中立・簡素の三原則に立ち戻って、広く公平な税負担となるよう見直しが必要と考える。

#### 1 各種控除制度の見直し

- (1) 各種控除は、社会構造変化に対応したものに直すこと。
- (2) 税率構造についても、各種控除と一体的に見直しを検討すること。
- (3) 累次の改正で複雑化しており、簡素化を図ること。

#### 2 個人住民税の均等割は、応益負担原則の観点から適正水準とすべき。

### 第三 消費税制について

平成29年4月から予定されていた消費税率の引き上げは、2年半延期された。ただ、軽減税率制



度の導入については、既定の通り「10%への引き上げ時」とされる見込みである。税率引き上げの再延期は、国内外の経済情勢等を踏まえての政治判断であるが、財政健全化や社会保障の充実という重い課題がさらに厳しさを増すものとなった。軽減税率制度については、法人会としては「10%程度までは、単一税率が望ましい」との主張に変わらないが、「10%引き上げ時の導入」を前提とした場合、次の点について十分な配慮と、国民の理解を得る努力を要望する。

1. 事業者の事務負担・事務コスト増に対し、十分配慮された仕組みとすること。
2. 対象品目等については、極力分かりやすいルールとすること。
3. 税収確保の視点も重視すること。
4. 経済への影響に十分配慮すること。

#### 第四 事業承継税制について

わが国企業の大半を占める中小企業は、地域経済の活性化、雇用の確保などに大きく貢献しており、中小企業の事業承継税制は、日本経済にとって大きな影響を及ぼすものである。

これまで納税猶予制度の要件緩和や手続きの簡素化などが図られてきたが、中小企業の円滑な事業承継には不十分であり、さらなる要件緩和と充実を要望する。

#### 第五 地方税制について

##### 1 固定資産税評価方法について

固定資産税については、地価の下落にもかかわらず地価実勢等から見ても税負担が重くなっており、評価方法や課税方式の抜本的な見直しが必要である。

(1) 地価の評価については、現在、国土交通省、総務省、国税庁がそれぞれ目的に応じた評価をしているが、評価体制の一元化を含め、行政の効率化とコスト削減に努めること。

(2) 土地の評価は、その土地の利用価値をみて「収益還元価格」で評価するよう改めること。

(3) 居住用家屋については、現在、再建築価格方式で評価しているが、これを建築後の経過年数や処分価格を基準に評価する方法に改めること。事業用については「収益還元価格」で評価するようにすること。

##### 2 事業所税について

事業所税は、固定資産税との二重課税的な性格を有すること、市町村によって徴収の有無があるなど不合理・不公平な実態があり、廃止すべきである。

##### 3 不動産取得税の減税について

土地の流動化を推進するため不動産取得税の減税を要望する。

また、不動産業者が商品として取得する物件については、保有の期間を限定し非課税とすべきである。

##### 4 ふるさと納税制度について

ふるさと納税制度については、制度の趣旨には賛同するものの、問題点も指摘されている。制度の本旨に立ち返り、寄付が真に住民サービスに活かされ、効率よく地域の運営に貢献するものとなるような仕組みにすべきであり一部見直しが必要と考える。

## 第六 マイナンバー制度について

平成28年1月から全面施行されたマイナンバー制度は、導入後しばらくの間、発行に伴うミスやカードの不具合などさまざまな混乱を生じたが、システム面については落ち着いた状況になったといえる。ただ、カードの発行率はかなり低調であり、制度の定着には未だ課題が多い。

情報の保護や悪用防止のための措置など、今後も制度の趣旨に沿った運用が成されるよう、更に必要な措置を講じていくよう要望する。

## 第七 国際税制について

経済のグローバル化に伴い、国境を超える経済活動に対する国際課税の問題は、中小法人や個人にも関わりが広がっており、その重要性はますます高まっている。租税条約の拡充により国際的な二重課税を排除することや、その逆の不正な資本隠しなどについては厳正な対応が必要であり、国際的な課税ルールの構築に向け継続して取り組んでいくべきである。

いわゆるタックスヘイブン対策は、実態を正確に把握し、税の原点に立ち返った視点からの対策が不可欠である。

諸外国とも連携し、引き続き適正な税制措置をとるよう強く求める。

## 第八 その他

耐用年数の見直しについては、耐用年数は、物を対象に一律に規定されているが、積雪寒冷地における破損や消耗度合いは温暖地とは比較にならず、特に車、家屋等については抜本的に短縮するよう要望する。

なお、海岸地域の塩害についても積雪寒冷地同様に短縮を要望する。

### 【 個 別 事 項 】

#### 第一 法人税関係

##### 1 中小企業の軽減税率15%の本則化と適用課税所得額の引き上げ

中小企業に適用される軽減税率の特例15%を時限措置ではなく、本則化すること。

また、昭和56年以来、800万円以下に据え置かれている軽減税率適用所得額を少なくとも1,600万円程度に引き上げること。

##### 2 中小企業の活性化に資する投資促進税制の見直し

中小企業投資促進税制については、対象設備を拡充したうえ、「中古設備」を含めること。また、少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例については、適用期限が延長されたが、損金算入額の上限（合計300万円）を撤廃すること。

##### 3 役員給与の損金算入の拡充、現行制度では、役員給与の損金算入の取扱いが限定されており、特に報酬等の改定には厳しい制約が課されている。職務執行の対価であり、原則損金算入できるよう見直すこと。

##### 4 引当金の損金算入

(1) 退職給与引当金は、将来確実に発生する債務を引き当てるものであることから、その繰入について損金算入を認めること。

(2) 賞与引当金は、潜在的には各月に発生する未払い費用としての性格を有していることから、その繰

入について損金算入を認めること。

5 無形減価償却資産の償却期間の短縮

電算機ソフトウェアは5年償却となっているが、技術進歩が早いため期間を3年とすること。

6 公益法人課税のあり方について検討が行われているが、公益法人制度改革の趣旨を踏まえ、慎重に検討を進めること。

## 第二 所得税関係

1 土地・建物等の損益通算

土地・建物等の譲渡により生じた譲渡損失の損益通算及び繰越控除を認めること。

2 不動産所得の負債利子の損益通算

土地等に係る負債利子については、不動産所得の計算上生じた損失がある場合に、他の所得との損益通算が認められないこととなっている。

これはバブル期の措置として設けられたものであり、大きく環境が変わっていることから損益通算を復活させること。

3 医療費控除

医療費控除については、昨今の実情を勘案し、最高限度額を300万円(現行200万円)に引き上げること。

## 第三 相続税・贈与税関係

1 相続税・贈与税の納税猶予制度の更なる要件緩和と充実

(1) 株式総数上限(3分の2)撤廃と相続税の納税猶予割合(80%)を100%に引き上げること。

(2) 死亡時まで猶予税額が免除されない制度を、一定の年数で免除する制度に改めること。

(3) 対象会社規模を拡大すること。

2 親族外への事業承継に対する措置の充実

3 贈与税の控除額引上げ

(1) 経済活性化の観点から、贈与税の基礎控除額を引き上げること。

(2) 昭和63年以来据え置かれている居住用不動産の配偶者控除額を2,000万円から3,000万円に引き上げること。

4 保険金・死亡退職金の非課税限度額引上げ

法定相続人1人500万円を1,000万円に引き上げること。

5 課税財産の見直し

(1) 事業用資産を一般財産と切り離れた事業承継税制とすること。

(2) 相続開始後に発生する相続に伴う費用(遺言執行費用、税理士・弁護士報酬等)は、相続税の課税財産から控除すること。

6 取引相場のない株式等の評価の適正化について

平成29年度税制改正で類似業種批准方式についての評価方法の見直しが行われたが、純資産価額方式についての見直しも含め、更に適正化を図る必要があり早急な対応を求める。

## 第四 間接税関係

### 印紙税の改正

印紙税については、電子取引の拡大や手形決済の省略など取引慣行の変化に伴い課税根拠が希薄化している。文書作成の有無による課税は公平性を欠くことから廃止すること。

## 第五 その他

1. 配当に対する二重課税の見直しを要望する。
2. e-TaxとeLTAxの電子申告・電子納税環境の一層の整備を図り、統一的な運用を検討すべきである。

以上

### (2) 税制改正要望大会への参加

〔開催日〕 平成 29 年 10 月 5 日(木)  
〔会 場〕 福井県福井市  
福井県産業会館  
〔来 賓〕 国税庁長官 佐川 宣寿 氏  
福井県知事 西川 一誠 氏  
福井市長 東村 新一 氏  
〔参加者数〕 約 1,800 名 (うち、新発田法人会から 1 名参加)

### 平成 30 年度 税制改正スローガン

- ・ 厳しい財政状況を踏まえ、  
国・地方とも行財政改革の徹底を！
- ・ 超高齢化社会に対応した社会保障制度を構築するために、  
適正な負担と大胆な受益の抑制を！
- ・ 地域経済と雇用の担い手である中小企業に、  
税制措置でさらなる活力を！
- ・ 中小企業は地域経済の要。  
本格的な事業承継税制の創設により事業の継続を！

### (3) 要望実現のための陳情活動の展開

全法連・各県連および単位会が要望実現のための陳情活動を展開しました。新発田法人会では、小島会長と富岡理事が管内選出の国会議員ならびに、地方自治体に対して要望書を持参し陳情を行いました。

11 月 18 日 斎藤 洋明 衆議院議員 斎藤代議士事務所  
11 月 18 日 黒岩 宇洋 衆議院議員 黒岩代議士事務所

12月6日 二階堂 馨 新発田市長 新発田市役所  
 12月6日 比企 広正 新発田市議会議員 新発田市役所

(4) 法人会の税制改正に関する提言の主な実現事項

平成30年度税制改正では、働き方の多様化を踏まえ、様々な形で働く人をあまねく応援する等の観点から、個人所得課税の見直しを行うとともに、デフレ脱却・経済再生の実現に向け、賃上げや設備投資を後押しする税制上の措置を講じ、さらに中小企業の代替わりを促進する事業承継税制の拡充等が行われました。

法人会では、昨年9月に「平成30年度税制改正に関する提言」を取りまとめ、その後、政府・政党・地方自治体等に提言活動を積極的に行ってまいりました。今回の改正では、中小法人向け税制や事業承継に関する税制の見直しなど法人会の提言事項の一部が盛り込まれ、以下のとおり実現する運びとなりました。

[法人課税]

1. 交際費課税

法人会提言	改正の概要
・平成26年度税制改正において拡充された交際費課税の特例措置については、適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、その延長を求める。	・交際費等の損金不算入制度について、適用期限が2年延長されるとともに、接待飲食費に係る損金算入の特例の適用期限も2年延長されました。

2. 少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置

法人会提言	改正の概要
・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例措置の適用期限が平成30年3月末までとなっていることから、直ちに本則化することが困難な場合は、適用期限を延長する。	・少額減価償却資産の取得価額の損金算入の特例の適用期限が2年延長されました。

3. 地方のあり方

法人会提言	改正の概要
<p>・持続的で力強い成長サイクルを構築するためには、大胆な規制改革を中心とした戦略の立て直しが必要である。そのためには地域経済と雇用を担う中小企業の活性化も不可欠であり、地方創生戦略との連携や税制面をはじめとした多角的な環境整備が求められる。</p> <p>・償却資産に対する固定資産税については、将来的には廃止も検討すべきである。</p>	<p>・革新的事業活動による生産性の向上の実現のための臨時措置法(仮称)の制定を</p> <p>前提に、市町村が主体的に作成した計画に基づき平成33年3月31日までに行われた中小企業の一定の設備投資について、固定資産税の課税標準を最初の3年間ゼロ以上2分の1以下とする特例措置が創設されました。</p>

<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方創生では、さらなる税制上の施策による本社機能移転の促進、地元の特性に根差した技術の活用、地元大学との連携などによる技術集積づくりや人材育成等、実効性のある改革を大胆に行う必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地方拠点強化税制については、地域再生法の改正を前提に、準地方活力向上地域とされた近畿圏中心部や中部圏中心部を、移転型事業の対象地域とする等の見直しが行われました。</li> </ul>
--	--

[事業承継税制]

1. 相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・本格的な事業承継税制が創設されるまでの間は、相続税、贈与税の納税猶予制度について要件緩和と充実を図ることを求める。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・10年間の特例として、猶予対象の株式の制限（総株式数の2/3）の撤廃、納税猶予割合の引上げ（80%から100%）、雇用確保要件の弾力化が行われるとともに、複数（最大3名）の後継者に対する贈与・相続に対象を拡大し、経営環境の変化に対応した減免制度を創設する等の措置が講じられました。</li> </ul>

[その他]

1. 電子申告

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・国税電子申告（e-Tax）の利用件数は、年々拡大してきているが、</li> </ul> <p>政府は法人における電子申告の利用率の大幅な向上を目指している。このため、制度の一層の利便性向上と、地方税の電子申告（eLTAX）との統一的な運用を検討すべきである。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人税等に係る申告データを円滑に電子提出できるよう環境整備が進められるとともに、大法人については法人税等の電子申告が義務化されます。</li> <li>・複数の地方公共団体への納税が一度の手続で可能となるよう、安全かつ安定的な運営を担保する措置を講じつつ、電子情報処理組織（eLTAX）を活用した共通電子納税システムが導入されます。</li> </ul>

2. 少子化対策

法人会提言	改正の概要
<ul style="list-style-type: none"> <li>・企業も積極的に子育て支援に関与できるよう、企業主導型保育事業のさらなる活用に向けて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成30年4月1日から平成32年3月31日までの間に、企業主導型保育施設用資産の取得等をして、その保育事業の用に供した場合には、3年間12%（建物等及び構築物については、15%）の割増償却ができる措置が講じられました。</li> </ul>

(5) 全法連主催・税制セミナーへの参加

- 〔開催日〕 平成 30 年 2 月 14 日(水)  
 〔会 場〕 ハイアットリージェンシー東京  
 〔内 容〕 第 1 部  
           演題 「平成 30 年度税制改正の詳細について」  
           講師 財務省 主税局審議官 田島 淳志 氏  
 第 2 部  
           演題 「今後の税財制改革の方向性について」  
           講師 政策研究大学院大学 特別教授 井堀 利宏 氏  
 〔参加者数〕 398 名 (内、新発田法人会から 1 名参加)

### 3. 地域の経済社会環境の整備・改善を図るための事業

#### (1) 平成 29 年度の経営支援に関する研修会の開催状況

平成 29 年度の研修会開催状況は以下のとおりです。

##### 項目別研修会開催状況

テーマ	講師名	参加人員
捕手としてのコミュニケーション ～18年のプロ野球人生での出会いと学び～	加藤 健 氏	60
合 計		60 名

#### (2) 社会貢献活動

社会福祉施設の現場でのタオル不足を一般市民に呼びかけることを目的に、毎年特別講演会を開催しています。入場料は無料で参加者にはタオルを持参いただき、集まったタオルを社会福祉施設に寄贈しました。

- 〔開催日〕 平成 30 年 3 月 6 日(火)  
 〔会 場〕 ホテル華鳳 (新発田市月岡温泉)  
 〔内 容〕 中野小路 たかまる 氏による  
           聴いておもしろい 交通安全・防犯講座  
 〔来場数〕 250 名 タオル 704 本  
 〔寄贈先〕 新発田市社会福祉協議会 様

## III. 共益関係

### 1. 会員支援のための親睦・交流及び福利厚生に資するための事業

#### (1) 組織の強化・充実

会員増強に関しては経済の低迷が長期にわたり続いたことなどから、廃業や合併等が増加し会員の減少に歯止めがかからない状況です。平成 29 年度は「前年以上の会員数確保」を基本方針とし「役員一人一社確保」を必達の目標として推進しました。また、関係保険会社 3 社、青年部・女性部・各支部にも会員増強への協力を依頼しました。

所管法人数	会 員 数			加入率
	29/3 末	30/3 末	増減数	
2,444	940	910	△30	37.2%

## (2) 広報活動の充実

### ① ポスターによる PR

平成 29 年度は杉山愛さんを起用したこれまでのイメージを大きく変えて、全法連・東法連の青連協役員 30 名以上がモデルになった〔税に強くなる。法人会に入る理由は、それだけではありません。〕をキャッチフレーズとしたポスターを作成し、法人会の周知・広報に活用しました。

### ② 新発田市報「広報しばた」はじめ各市の市報、「新発田商工会議所だより」などに各種研修会の開催を広報掲載し、会員外への税知識の普及・納税意識の向上と地域社会への貢献に努めました。

## (3) 部会等事業の充実

### 会議や研修会の開催状況

	事業名	開催数	出席者数
青年部会	事業報告会	1	21
	会議の開催	1	5
女性部会	事業報告会	1	23
	会議の開催	3	30
	研修会の開催	3	63
支部	会議の開催	1	10
	研修会の開催	1	12

### 青年部・女性部会活動

#### ① 社会貢献活動

3月6日、女性部・青年部共催で社会貢献活動として、「中野小路 たかまろ 氏による 聴いておもしろい 交通安全・防犯講座」を開催しました。一般参加者も含め 250 名の参加者から入場料代わりにお持ちいただいたタオル、704 本を新発田市社会福祉協議会様に寄贈しました。

#### ② 児童クラブでの租税教育

8月に青年部・女性部で新発田市内の放課後児童クラブ 5カ所・約 300名の児童に対して租税教育用の紙芝居や DVD、一億円のレプリカ等を使用し租税教室を開催しました。



③ 租税教室講師研修会への参加

11月2日、青年部・女性部役員6名が、新発田税務署で開催された租税教室講師研修会に参加し、新潟税務署税務広報広聴官 近藤 匡 氏から租税教室のすすめ方や、学習指導要領における租税の扱いなどの指導を受けました。

④ 小学校での租税教育

1月「新発田市立米倉小学校」「新発田市立紫雲寺小学校」「阿賀野市立安野小学校」「阿賀野市立水原小学校」「阿賀野市立安田小学校」の5校の児童260名に対して、授業の一環としての租税教室を開催しました。

⑤ 絵はがきコンクールの開催

小学生を対象に「税に関する絵はがきコンクール」を開催し、税の大切さや税金の使われているものなどをテーマにした絵はがきが新発田市並びに阿賀野市内の4校から190作品の応募がありました。新発田税務署と選考委員会で選考した優秀作品は学校を通じて表彰しました。

また、新発田税務署のご後援をいただき、最優秀作品には新発田税務署長手ずから新発田税務署長賞を贈呈しました。

⑥ 視察研修会の開催

9月13日～14日 劇団四季のライオンキング鑑賞や造幣局視察をメインに東京方面に視察研修を行い、女性部会員25名が参加しました。

(4) 福利・厚生事業

関係保険会社3社の加入状況

H29.3月末現在	経営者大型保障制度	ビジネスガード	がん保険制度
会員加入率	20.4%	14.4%	20.9%
加入企業数	192社	133社	193社

IV. 管理関係

(1) 事務運営体制の確立

公益法人制度改革を踏まえ、諸規定の整備改定を図るとともに、法令に基づく適正な情報開示に努めました。さらにホームページを充実し情報発信や会活動のPRに努めました。

(2) 諸会議の開催

① 平成29年度 第6回通常総会

開催日 6月16日(金)

会 場 五十嵐邸ガーデン Taishou room  
出席数 572 社（委任状含む）

1. 決議事項

第 1 号議案 平成 28 年度収支決算承認の件  
第 2 号議案 役員改選（案）承認の件  
第 3 号議案 その他

2. 報告事項

(1) 理事会承認事項

平成 28 年度事業報告  
平成 29 年度事業計画  
平成 29 年度収支予算

② 理事会

(1) 第 1 回理事会

開催日 5 月 16 日(月)  
会 場 北辰館 会議室  
出席数 20 名  
決議事項 第 1 号議案 平成 28 年度事業報告並びに決算報告承認の件  
第 2 号議案 第 6 回通常総会開催の件  
第 3 号議案 役員改選についての件  
第 4 号議案 その他の件

(2) 第 2 回理事会

開催日 6 月 16 日(金)  
会 場 五十嵐邸ガーデン 会議室  
出席数 20 名  
決議事項 第 1 号議案 代表理事の選定についての件  
第 2 号議案 副会長の選定についての件

(3) 第 3 回理事会

開催日 9 月 7 日 (木)  
会 場 ホテル清風苑 会議室  
出席数 20 名  
議 題 第 1 号議案 平成 29 年度事業進捗状況について  
第 2 号議案 会員増強ならびに新規加入会員について  
第 3 号議案 その他の件  
報告事項 代表理事の職務執行状況報告  
その他の件

(4) 第 4 回理事会

開催日 3 月 14 日(水)

会 場 北辰館 会議室  
出席数 19名  
決議事項 第1号議案 平成30年度事業計画(案)承認の件  
第2号議案 平成30年度暫定予算(案)承認の件  
第3号議案 平成30年度第7回通常総会についての件  
第4号議案 功労者表彰についての件  
第5号議案 その他の件

報告事項

- (1) 代表理事の職務執行状況報告
- (2) 平成29年12月末現在の会員数について
- (3) その他

③ その他の行事参加

(1) 第34回法人会全国大会 福井大会

開催日 平成29年10月5日(木)  
会 場 福井市 福井県産業会館  
参加者数 約1,800名(うち新発田法人会1名)  
第1部 記念講演会

講師：毎日新聞専門編集委員

与良 正男 氏

演題：今後の政治と経済の行方

第2部

大会式典

主催者挨拶 小林 栄三 全法連会長

来賓挨拶 佐川 宣寿 国税庁長官

西川 一誠 福井県知事

東村 新一 福井市長 他

「平成30年度税制改正に関する提言」報告

租税教育活動 最優秀事例発表

大会宣言 利根 忠博 全法連筆頭副会長

(2) 第34回 全法連事務局セミナー

開催日 平成30年3月2日(金)

会 場 ハイアットリージェンシー東京

参加者数 400名(うち新発田法人会2名)

第1部 演 題：「法人会の役割とこれから」

講 師：全法連専務理事 松崎 也寸志 氏

第2部 演 題：「法人会との連携・協調について」

講 師：国税庁課税部法人課税課長 灘野 正規 氏

第3部 演 題：「公益・一般法人を巡る行政庁の動向について」

講 師：公認会計士・税理士  
内閣府公益認定等委員会参与  
中田 ちず子 氏

(3) 局連主催事務局担当者研修会

開催日 平成 29 年 12 月 4 日 (月)  
会 場 プリランテ武蔵野  
参加者数 89 名 (うち新発田法人会 1 名)  
第 1 講座 テーマ：「租税教室の現状について」  
講 師：関東信越国税局総務部国税広報広聴室長  
山崎 正弘 氏  
第 2 講座 テーマ：「酒税行政における最近の取組等」  
講 師：関東信越国税局課税第二部酒税課  
課長補佐 荻村 仁 氏

(4) 新潟県連 事務局長会議

開催日 平成 29 年 12 月 18 日 (月)  
会 場 ANA クラウンプラザホテル新潟  
議 題 (1) 12/7 開催の全国専務理事会議の内容伝達  
(2) 助成金関連事務連絡  
(3) その他諸報告

(5) 新潟県連 事務連絡会議・助成金研修会

開催日 平成 30 年 2 月 21 日 (水)  
会 場 ANA クラウンプラザホテル新潟  
議 題 (1) 事務連絡会議  
(2) 助成金事務研修会  
講師：NTS 総合税理士法人 長谷川 健一 氏

(3) 功労者表彰について

《平成 29 年度 全法連功労者表彰》

小島 啓一 新発田法人会 会長

《平成 29 年度 新潟県連功労者表彰》

関口 眞佐徳 新発田法人会 理事

林 茂樹 新発田法人会 事務局長

《平成 29 年度 新発田法人会功労者表彰》

富岡 フジ子 新発田法人会 理事 前女性部部長